

千葉県告示第763号

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、緑区の町の区域及び名称の変更について次のとおり定めたので告示します。

平成29年9月29日

千葉市長 熊谷俊人

変更調書

新	旧	地番
町名	町名	
鎌取町	平山町	2, 048の1～2, 048の3 2, 049の1～2, 049の3
	辺田町	54の1～54の3 54の11～54の13 54の15 55の2 56 58の8 58の10 60 61の7～61の15
	誉田町 1丁目	2の2～2の4 3の1～3の6 4の1 4の3 4の4 4の5の内 5の3 5の4 6の1 6の3 9の3の内 9の4の内 9の7～9の9 11の3 11の4 11の9 11の11 12の5

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成29年8月17日現在の全部事項証明書によるものである。